

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第 57 条第 1 項に規定する小型機船底びき網漁業（打瀬漁業えびけた打瀬網漁業）につき、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 3 年（2021 年）1 月 26 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 すべき船舶の数	漁業を営む者の資格
小型機船底 びき網漁業	打瀬漁業 えびけた打 瀬網漁業	別記 1 のとおり	11 月 1 日から 翌年 3 月 31 日まで	定めなし（許可後は、 許可証に記載された総 トン数及び馬力数）	14 隻	1 葦北郡芦北町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年（2021 年）1 月 27 日から令和 3 年（2021 年）3 月 17 日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から令和 6 年（2024 年）3 月 31 日までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は平成 25 年（2013 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記 1

操業区域

不知火海。ただし、次の 1、2 及び 3 の区域を除く。

- 1 火共第 3 号共同漁業権漁場内芦北地先以外の共同漁業権漁場内
- 2 次のアからオまでの点を順次に結んだ線以北の不知火海（前号の区域を除く。）
 - ア 葦北郡芦北町大字鶴木山井出の鼻
 - イ 葦北郡芦北町白神瀬頂点
 - ウ 天草市御所浦町横浦島山頂
 - エ 上天草市龍ヶ岳町楠森島山頂
 - オ 天草市栖本町船瀬鼻
- 3 最大低潮時水深 5 メートル以下の区域（前 2 号の区域を除く。）